

平成 2 5 年 度

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査意見書

平成 2 6 年 9 月

兵 庫 県 監 査 委 員

兵監委報第14号
平成26年9月18日

兵庫県知事 井戸敏三様

兵庫県監査委員

印

山本亮三 ⑩

黒田一美 ⑩

藤田孝夫 ⑩

藤川泰延 ⑩

平成25年度決算に基づく健全化判断比率
及び資金不足比率に係る審査について

平成26年8月12日付け財第1265号で審査依頼がありました平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について別添のとおり意見を提出します。

— 目 次 —

第 1 審査の概要	1
1 審査の対象	1
2 審査の手続	1
第 2 審査の結果及び意見	2
1 審査の結果	2
2 審査の意見	2
第 3 健全化判断比率の状況	4
1 実質赤字比率	4
2 連結実質赤字比率	5
3 実質公債費比率	6
4 将来負担比率	8
第 4 資金不足比率の状況	10

(参 考)

1 第 3 次行革プランの財政フレームで見込まれている実質公債費比率及び将来負担比率	11
2 用語の説明	12
3 比率算定の対象となる範囲	16

第1 審査の概要

1 審査の対象

審査は、平成25年度決算に基づき知事から提出された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率（以下「健全化判断比率等」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とした。

2 審査の手続

審査に当たっては、次の事項を主眼に関係諸帳簿の抽出照査、関係当局からの説明の聴取など必要と認める審査手続を実施し慎重に審査した。

- (1) 法令等に照らし算出過程に誤りはないか。
- (2) 法令等に基づき適切な算定要素が計算に用いられているか。
- (3) 算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。
- (4) 客観的事実の妥当性を判断した上で算定を行う場合において、公正な判断が行われているか。

第2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された健全化判断比率等は正確で、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率等は次表のとおりで、実質公債費比率が16.2%、将来負担比率が341.1%であり、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び兵庫県病院事業会計ほか7会計の資金不足比率は、それぞれ実質赤字額、連結実質赤字額又は資金の不足額がなく、算定されない。

区 分		平成 25年度	平成 24年度	比 較 増減(△)	(参 考)	
					早期健全 化 基 準	財政再生 基 準
健 全 化 判 断 比 率	実 質 赤 字 比 率	— %	— %	—	3.75 %	5 %
	連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	—	8.75	15
	実 質 公 債 費 比 率	16.2	17.3	△1.1	25	35
	将 来 負 担 比 率	341.1	345.0	△3.9	400	—

区 分		平成25年度	(参 考)
			経営健全化基準
資 金 不 足 比 率	兵 庫 県 病 院 事 業 会 計	— %	20 %
	兵 庫 県 水 道 用 水 供 給 事 業 会 計	—	
	兵 庫 県 工 業 用 水 道 事 業 会 計	—	
	兵 庫 県 水 源 開 発 事 業 会 計	—	
	兵 庫 県 地 域 整 備 事 業 会 計	—	
	兵 庫 県 企 業 資 産 運 用 事 業 会 計	—	
	兵 庫 県 港 湾 整 備 事 業 特 別 会 計	—	
	兵 庫 県 流 域 下 水 道 事 業 特 別 会 計	—	

2 審査の意見

平成25年度は、厳しい財政環境の中で「第2次行財政構造改革推進方策(第2次行革プラン)」に基づく改革を着実に進める一方、長引くデフレ経済からの早期の脱却が喫緊の課題となる中、消費税率引き上げに伴う需要減に対応し本格的な景気回復に繋げるための緊急経済対策等に的確に取り組むとともに、第2次行革プランの策定から3年目を迎え、行財政全般にわたる総点検を行い、平成30年度までの改革内容を定めた「第3次行財政構造改革推進方策(第3次行革プラン)」を策定するなど、着実な行財政改革の推進が図ら

れた。

このような取組により、健全化判断比率は、第3次行革プランの財政フレームで見込まれている比率（実質公債費比率16.3%、将来負担比率347.7%）を下回るものとなっている。

(1) 実質公債費比率

前3か年（平成25年度、24年度及び23年度）の平均により算定される実質公債費比率は、前年度と比較すると、1.1ポイント低下している。これは、23年度からの借換債平準化対策^(注1)のため、県債管理基金残高が増加し、残高不足率が低下したこと等により、25年度の単年度の比率が22年度の単年度の比率を下回った影響によるものである。

なお、借換債平準化対策の影響を除いた同比率は、財政当局の試算によると、19.6%と見込まれている。

(2) 将来負担比率

将来負担比率は、前年度と比較すると3.9ポイント低下している。これは、地方債の現在高等将来負担額の増加額を上回って、充当可能基金額及び地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額等将来負担額から差し引くものの額が増加したこと等によるものである。

実質公債費比率及び将来負担比率はいずれも前年度より低下したものの、依然として高い水準にあり、本県の財政が引き続き厳しい状況にあることに変わりはない。第3次行革プランにおいても、今後、将来負担比率は低下していくものの、実質公債費比率は当面高い水準で推移することが想定されている^(注2)ことから、ここ数年間が財政健全化の正念場と考えられる。「創造と共生の舞台・兵庫」の実現に向け着実に施策を展開していくため、今後とも持続可能な行財政構造の確立に一層の意を用いられたい。

(注) 1 借換債が26年度に大幅に増加することから、23～26年度までの4年間について、各年度の借換債の発行額の平準化を図ろうとするもの。23～25年度に借換債を追加発行することで、増加する県債管理基金残高を26年度の償還に活用する。

2 実質公債費比率/26年度（16.6%）、27年度（18.3%）、28年度（19.1%）
将来負担比率/26年度（353.0%）、27年度（331.0%）、28年度（307.7%）

第3 健全化判断比率の状況

1 実質赤字比率

(1) 実質赤字比率

平成25年度	平成24年度	比較増減(△)
—	—	—

実質赤字比率は、実質赤字額がないため、前年度と同様、算定されない。

(2) 算定式

実質赤字比率の算定式は、次のとおりである。

実質赤字比率	＝	$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
--------	---	--

(3) 実質収支額

一般会計等に含まれる各会計の実質収支額は次表のとおりで、全ての会計で赤字になっていない。

会計名	平成25年度 実質収支	平成24年度 実質収支	比較増減(△)
	千円	千円	千円
一般会計	717,912	596,156	121,756
県有環境林等特別会計	0	0	0
公共事業用地先行取得事業特別会計	0	0	0
県営住宅事業特別会計	3,010	22,406	△19,396
勤労者総合福祉施設整備事業特別会計	0	0	0
庁用自動車管理特別会計	0	0	0
公債費特別会計	0	0	0
自治振興助成事業特別会計	0	0	0
母子寡婦福祉資金特別会計	0	0	0
小規模企業者等振興資金特別会計	0	0	0
農林水産資金特別会計	0	0	0
基金管理特別会計	4,328	4,273	55
地方消費税清算特別会計	0	70,441	△70,441
合計	725,250	693,276	31,974

(注) 健全化判断比率の算定で用いられている実質収支額は、事業繰越額を考慮したものである。

一般会計等に含まれる各会計の実質収支額の合計は725,250千円の黒字で、前年度と比較すると、地方消費税清算特別会計他1会計で89,837千円減少したものの、一般会計他1会計で121,811千円増加したため、31,974千円増加(増加率4.6%)している。

2 連結実質赤字比率

(1) 連結実質赤字比率

平成25年度	平成24年度	比較増減(△)
—	—	—

全会計を算定の対象とした連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がないため、前年度と同様、算定されない。

(2) 算定式

連結実質赤字比率の算定式は、次のとおりである。

連結実質赤字比率	=	$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
----------	---	--

(3) 実質収支額及び資金不足額・資金剰余額

一般会計等の実質収支額と公営企業に係る特別会計の資金不足額・資金剰余額は次表のとおりで、その合計額は赤字になっていない。

会 計 名		平成25年度	平成24年度	比較増減(△)
一般会計等の実質収支額		千円 725,250	千円 693,276	千円 31,974
公営企業の資金不足額(△)・資金剰余額	病院事業会計	6,695,997	4,796,438	1,899,559
	水道用水供給事業会計	13,740,970	13,562,051	178,919
	工業用水道事業会計	9,114,785	7,866,176	1,248,609
	水源開発事業会計	565	568	△3
	地域整備事業会計	0	0	0
	企業資産運用事業会計	4,483,942	4,260,195	223,747
	港湾整備事業特別会計	105,648	57,732	47,916
	流域下水道事業特別会計	68,730	106,552	△37,822
合 計		34,935,887	31,342,988	3,592,899

(注) 公営企業のうち宅地造成事業(地域整備事業会計)で資金剰余額が生じる場合で、地方債残高及び他会計長期借入金で資金剰余額を上回る場合には、資金剰余額は0となる。

実質収支額及び資金不足額・資金剰余額を合計した額は34,935,887千円の黒字で、前年度と比較すると、流域下水道事業特別会計他1会計で資金剰余額が37,825千円減少したものの、病院事業会計他5会計で資金剰余額が3,630,724千円増加したため、3,592,899千円増加(増加率11.5%)している。

3 実質公債費比率

(1) 実質公債費比率

平成25年度	平成24年度	比較増減(△)
16.2 %	17.3 %	△1.1

実質公債費比率は16.2%で、前年度の17.3%と比較して、1.1ポイント低下している。

これは、23年度からの借換債平準化対策の影響により、25年度の単年度の比率が22年度の単年度の比率を下回った影響によるものである。

なお、借換債平準化対策の影響を除いた実質公債費比率は、財政当局の試算によると、19.6%と見込まれる。

(2) 算定式等

実質公債費比率の算定式は次のとおりで、この式に基づき算定した前3か年の比率を平均したものが当年度の実質公債費比率である。

実質公債費比率 (3か年平均)	=	(地方債の元利償還金) + (準元利償還金)
		— (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)
		(標準財政規模)
		— (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

この算定式に基づき計算された分母及び分子の額、単年度の比率並びに実質公債費比率は、次のとおりである。

区 分	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度
分 子 ①	千円 150,361,491	千円 140,878,896	千円 148,359,585	千円 177,100,845
分 母 ②	902,236,298	908,400,211	894,477,152	892,967,284
単年度の比率 (①/②)	16.6 %	15.5 %	16.6 %	19.8 %
実 質 公 債 費 比 率	平 成 25年度	(3か年平均) 16.2 %		—
	平 成 24年度	—	(3か年平均) 17.3 %	

(注) 単年度の比率は小数点第1位において端数調整を行ったものを記載した。

(3) 前年度との比較等

単年度の実質公債費比率を前年度と比較すると、県債管理基金積立不足率が低下したものの、満期一括償還方式の県債に係る実償還額が増加し、県債管理基金積立不足に対する加算が10,431百万円増加（増加率161.2%）した結果、1.1ポイント上昇している。

なお、財源対策として県債管理基金を取り崩す場合には、県債管理基金の積立不足に対する加算額が増加して単年度の実質公債費比率が高くなることに引き続き留意する必要がある。

(分子)

区 分		平成25年度	平成24年度	比較増減（△）
地方債の 元利償還金 及び準元利 償還金	地方債の元利償還金	千円 303,049,625	千円 287,609,398	千円 15,440,227
	うち県債管理基金の積立不足に対する加算	16,903,194	6,471,831	10,431,363
	準元利償還金	11,194,719	11,910,092	△715,373
	計	314,244,344	299,519,490	14,724,854
地方債の 元利償還 金及び準 元利償還 金から差 引くもの	特 定 財 源	14,635,201	14,930,638	△295,437
	元利償還金・準元利 償還金に係る基準 財政需要額算入額	149,247,652	143,709,956	5,537,696
	計	163,882,853	158,640,594	5,242,259
分子の額		150,361,491	140,878,896	9,482,595

(注) 地方債の元利償還金は満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当する額を含めて記載した。

(分母)

区 分		平成25年度	平成24年度	比較増減（△）
標準財政規模		千円 1,051,483,950	千円 1,052,110,167	千円 △626,217
標準財政 規模から 差引くもの	元利償還金・準元利 償還金に係る基準 財政需要額算入額	149,247,652	143,709,956	5,537,696
分母の額		902,236,298	908,400,211	△6,163,913

4 将来負担比率

(1) 将来負担比率

平成25年度	平成24年度	比較増減(△)
341.1%	345.0%	△3.9

将来負担比率は341.1%で、前年度の345.0%と比較して、3.9ポイント低下している。

(2) 算定式等

将来負担比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{(将来負担額)} - \text{(充当可能基金額)} - \text{(特定財源見込額)} \\ - \text{(地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(標準財政規模)} \\ - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}$$

この算定式に基づき計算された分母及び分子の額は、次のとおりである。

区 分	平成25年度	平成24年度	比較増減(△)
分 子	千円 3,077,877,344	千円 3,134,085,646	千円 △56,208,302
分 母	902,236,298	908,400,211	△6,163,913

(3) 前年度との比較等

将来負担比率を前年度と比較すると、3.9ポイント低下している。これは、分子の算定において地方債の現在高等将来負担額の増加額を上回って、充当可能基金額及び地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額等将来負担額から差引く額が増加したためである。

なお、財源対策として活用する退職手当債や行革推進債については、第3次行革プランにおいて今後も活用していくことが予定されているが、発行に当たっては交付税措置がないことを十分に留意する必要がある。

(分子)

区 分		平成25年度	平成24年度	比較増減 (△)	
将来負担額	地方債の現在高	千円 5,144,433,794	千円 4,967,418,908	千円 177,014,886	
	債務負担行為に基づく 支出予定額	35,750,179	39,299,082	△3,548,903	
	公営企業の地方債 償還に係る繰入見込額	92,364,318	94,548,227	△2,183,909	
	加入する組合等の地方債 償還に係る負担見込額	0	0	0	
	退職手当負担見込額	506,429,164	518,769,759	△12,340,595	
	設立法人の負債額 等負担見込額	69,016,366	71,804,014	△2,787,648	
	内 訳	兵庫県道路公社	2,589,293	660,592	1,928,701
		兵庫県土地開発公社	20,453,505	21,711,660	△1,258,155
		公立大学法人 兵庫県立大学	0	—	—
		公益社団法人 兵庫みどり公社	29,500,121	30,271,616	△771,495
		兵庫県住宅供給公社	2,762,768	2,389,583	373,185
		公的信用保証、制度融資等に係る損失補償	13,710,679	16,770,563	△3,059,884
	連結実質赤字額	0	0	0	
	加入する組合等連結 実質赤字額負担見込額	0	0	0	
計	5,847,993,821	5,691,839,990	156,153,831		
差将来引く負担額からの	充当可能基金額	494,361,585	388,651,741	105,709,844	
	特定財源見込額	247,556,235	255,586,089	△8,029,854	
	地方債現在高等に係る基準 財政需要額算入見込額	2,028,198,657	1,913,516,514	114,682,143	
	計	2,770,116,477	2,557,754,344	212,362,133	
分子の額		3,077,877,344	3,134,085,646	△56,208,302	

(分母)

区 分		平成25年度	平成24年度	比較増減 (△)
標準財政規模		千円 1,051,483,950	千円 1,052,110,167	千円 △626,217
標準財政規模から 差引くもの	元利償還金・準元利 償還金に係る基準 財政需要額算入額	149,247,652	143,709,956	5,537,696
分母の額		902,236,298	908,400,211	△6,163,913

第4 資金不足比率の状況

1 資金不足比率

会計名	平成25年度	平成24年度	比較増減(△)
病院事業会計	—	—	—
水道用水供給事業会計	—	—	—
工業用水道事業会計	—	—	—
水源開発事業会計	—	—	—
地域整備事業会計	—	—	—
企業資産運用事業会計	—	—	—
港湾整備事業特別会計	—	—	—
流域下水道事業特別会計	—	—	—

資金不足比率は、各会計とも資金の不足額がないため、前年度と同様、算定されない。

2 算定式

資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

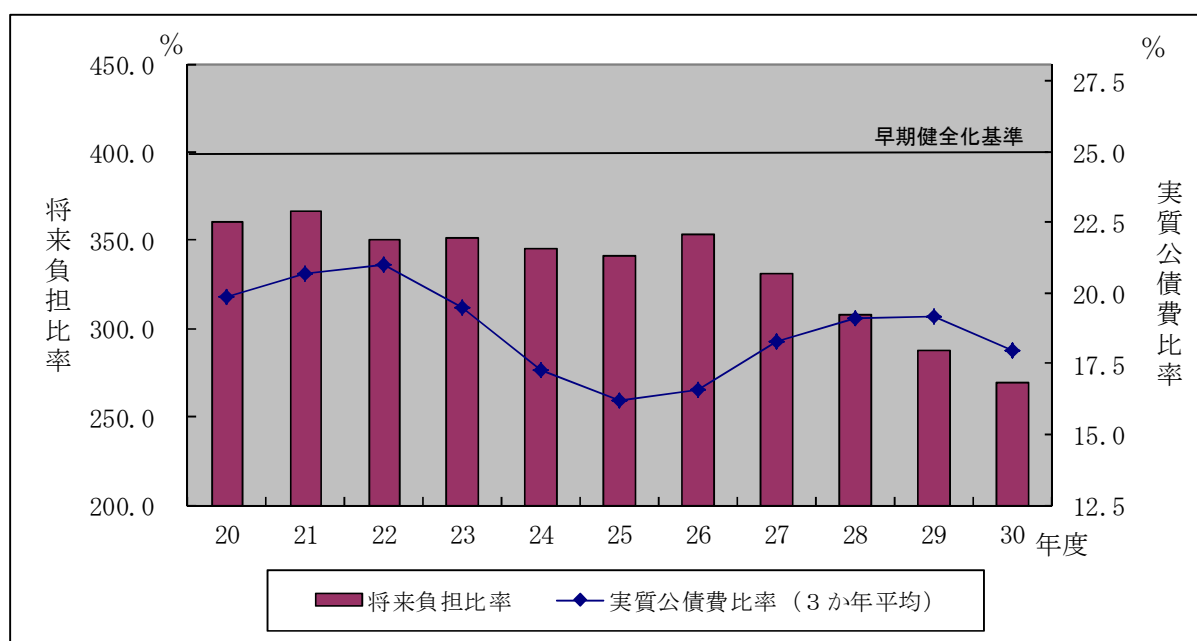
$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

(参 考)

1 第3次行革プランの財政フレームで見込まれている実質公債費比率及び将来負担比率

区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
実質公債費比率 (3か年平均)	% —	% —	% —	% —	% —	% 16.3	% 16.6	% 18.3	% 19.1	% 19.2	% 18.0
実 績	19.9	20.7	21.0	19.5	17.3	16.2	—	—	—	—	—
実質公債費比率 (単年度)	—	—	—	—	—	17.0	17.3	20.7	19.4	17.6	17.1
実 績	21.0	22.2	19.8	16.6	15.5	16.6	—	—	—	—	—
将 来 負 担 率	—	—	—	—	—	347.7	353.0	331.0	307.7	287.7	269.1
実 績	360.1	366.4	350.2	351.7	345.0	341.1	—	—	—	—	—

(注) 平成26年3月に策定された第3次行革プランに基づき記載した。



(注) 平成20～25年度は実績の比率としている。

2 用語の説明

(1) 実質赤字比率関係

○ 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化度合いを示すもの。

○ 一般会計等

一般会計及び特別会計（公営事業会計を除く）。

○ 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって、地方交付税法で定める方法により算出した収入見込額等に普通交付税を加算した額。

なお、健全化判断比率の算定における標準財政規模は、上記の額に臨時財政対策債発行可能額を加算する。

○ 臨時財政対策債発行可能額

臨時財政対策債とは、地方一般財源の不足に対処するために、地方財政法第5条の特例として、投資的経費以外の経費にも充てることのできる特別の地方債であり、その発行可能額は、普通交付税の基準財政需要額の算定の際に算出されるものである。

なお、その元利償還金相当額については、全額が後年度に地方交付税の基準財政需要額に算入される。

(2) 連結実質赤字比率関係

○ 連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算した地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化度合いを示すもの。

(3) 実質公債費比率関係

○ 実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、実質的な公債費等がどの程度の財政負担となっているかを示すもの。

○ 県債管理基金の積立不足に対する加算

前年度末において県債管理基金の残高があるべき残高に満たない場合、その不足率を実質年間償還額に乗じた額が、実質公債費比率の算定上、地方債の元利償還金に加算されるもの。その分同比率が上昇することになる。

○ 準元利償還金

地方債の元利償還金に準ずるものとして地方財政法施行令に定められた次のもの。

ア 一般会計等から公営企業会計への繰入金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの

イ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ウ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの 等

○ 基準財政需要額算入額

基準財政需要額は普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行うための財政需要のうち、一般財源で賄うべき額として算定された額。

(4) 将来負担比率関係

○ 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の地方債やその他将来支払っていく可能性のある負債等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

○ 将来負担額

地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債として地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められた次のもの。

ア 地方債の現在高

イ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）のうち、一般会計等の負担見込額

ウ 公営企業会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

エ 加入する組合等の地方債の元金償還に充てる地方公共団体からの負担見込額

オ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

カ 地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人の負債額並びにその他の法人等のために債務を負担している場合の債務額のうち、法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

キ 連結実質赤字額

ク 加入する組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

○ 充当可能基金額

地方自治法第241条に基づき設けられた基金のうち、前記将来負担額のアからカまでの償還額等に充てることができるもの。

○ 特定財源見込額

地方債を財源とした貸付金に対する償還金や公営住宅賃貸料など前記将来負担額のアからエまでの償還額等に充てることのできる特定の歳入の見込額。

(5) 資金不足比率関係

○ 資金不足比率

公営企業の資金不足を、料金収入など公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状態の悪化度合いを示すもの。

○ 資金の不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、地方公営企業法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、同法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本として算定された額。

○ 解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後の一定期間、構造的に資金不足が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

3 比率算定の対象となる範囲

健全化判断比率及び資金不足比率の対象

